災害時等における物資の供給協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とダイレックス株式会社（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害時等に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、物資の供給等協力に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の優先的な供給を要請することができる。

（１）千葉市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（２）その他市長が特に必要と認めた場合

（物資の範囲）

第３条　甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第４条　第２条による要請は、物資発注書により行うものとする。ただし、物資発注書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに物資発注書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第５条　乙は、第２条による要請を受けたときは、その要請事項について、可能な限り優先して速やかに措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は、乙の店舗のうち、甲が指定する店舗とする。ただし、必要に応じて、甲は乙に対して物資の運搬について協力を求めることができる。

２　甲は、引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

３　乙は、甲に対する物資の引渡しが完了したときは、甲へ物資供給報告書をもって報告するものとする。

（物資の価格）

第７条　物資の価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（対価の負担）

第８条　甲の要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

（対価の支払い）

第９条　前条の規定による対価は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

（連絡先等確認）

第１０条 甲と乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとする。ただし、内容に変更が生じた場合には、速やかに、相手方に報告するものとする。

（協力事項）

第１１条　災害時等における物資の供給のほか、平常時から物資の供給等についての情報交換を行うものとする。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも書面による協定解約の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙署名又は記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年２月５日

甲　千葉県千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長

乙　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬９３０番地
ダイレックス株式会社
代表取締役社長

別表（第３条関係）

分類	主な品目
食料品等	水、お茶、経口補水液、粉ミルク カップ麺、缶詰、レトルト食品、アルファ米、パックご飯
日用品等	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ゴミ袋、ホイル、ラップ 、紙皿、紙コップ、割箸、紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品 、マスク、ウェットティッシュ、ペーパータオル、手指消毒液、消臭スプレー、ハイター、ハンドソープ、歯ブラシ、歯磨き粉、歯磨きシート、洗剤（食器用、洗濯用）、石けん、シャンプー、カセットコンロ 、カセットボンベ（３本入り）、懐中電灯、乾電池、虫よけ・殺虫剤、毛布、タオル、使い捨てカイロ、清掃用具（ほうき、ちりとり、ブラシ、バケツ等）
医薬品等	一般用医薬品（第二類、第三類）、 例）かぜ薬、鎮痛薬、点眼薬、消毒薬 等々
作業関係	水タンク、 軍手、ゴム手袋、ブルーシート、防水テープ、雨具、長靴